

<h1>静岡市報</h1>	No. 62
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例	
○静岡市手数料条例の一部を改正する条例	2
○静岡市税条例の一部を改正する条例	2
規 則	
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	8
教育委員会規則	
○静岡市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	8
告 示	
○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	9
伝統工芸技術秀士	
○静岡市伝統工芸技術秀士	12
正 誤	
○平成20年5月1日付け静岡市報の訂正	13

<本号で掲載された条例のあらまし>

◇ **静岡市手数料条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第51号）**

- 1 戸籍法の一部改正に伴い、証明関係等手数料について、所要の規定を整理することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成20年5月1日から施行することとした。

◇ **静岡市税条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第52号）**

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、法人の市民税について、次の規定の整備を行うこととした。
 - （1）均等割に関し、人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、非課税とした。（第16条関係）
 - （2）資本金の額又は出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとした。（第16条関係）
- 2 地方税法等の一部改正により一定の省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置が設けられたことを踏まえ、所要の規定を整備することとした。（附則第20条関係）
- 3 地方税法等の一部改正に伴い、特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例について、当該株式に係る譲渡益を2分の1に圧縮して課税する特例を廃止することとした。（附則第51条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第51号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出若しくは申請の受理の証明又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明	1 通につき 350円
---	-------------

を

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出若しくは申請の受理の証明又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項の証明	1 通につき 350円
--	-------------

に

改める。

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第52号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。第2章第1節において同じ。）」を「法人」に改める。

第12条第1項第4号中「及び区内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3項に規定するものを除く。第16条第2項及び第34条第1項において同じ。）」を削り、同条第3項中「廃止したものを含む。」の次に「以下市民税について「人格のない社団等」という。」を加え、「この節の法人」を「この節の法人の市民税」に改める。

第16条第2項中「法人等」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（令第48条で定める役員を含む。）の</p>	<p>年額 50,000円</p>

数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000円

第16条第3項中「若しくは第4号」を削る。

第26条第5項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第41条の見出し、同条第1項及び第4項、第42条の見出し及び同条第1項並びに第43条第2項第1号中「法人等」を「法人」に改める。

第153条第2項中「から第28項まで、第30項、第31項、第33項又は第36項から第38項」を

「、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項」に改める。

附則第16条の3第3項中「申告書」を「市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合」を「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき」に改める。

附則第20条第1項中「附則第16条第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条第3項又は第4項」を「附則第15条の8第1項又は第2項」に改め、同条第3項中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条第6項」を「附則第15条の8第4項」に改め、同条第5項中「附則第16条第7項」を「附則第15条の8第5項」に改め、同条第6項中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に改め、同項第6号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条第7項中「附則第16条第11項」を「附則第15条の9第4項」に、「同条第12項」を「同条第5項」に、「同条第11項」を「同条第4項」に、「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同項第7号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第21条第1項第2号中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項又は第5項」に改め、「前条第3項第2号」の次に「又は第5項第2号」を加え、同項第3号中「附則第16条第1項、第2項又は第5項」を「附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から第5項まで」に改める。

附則第35条中「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項」を「第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から第58項まで」に、「第36項から第38項」を「第31項から第33項」に改める。

附則第51条第1項中「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「第8項において同じ。」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条第4項中「及び附則第48条」を削り、「、附則第46条第1項」を「、同項」に改め、「と、附則第48条中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第51条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を削り、同条第7項及び第8項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の静岡市税条例（以下「旧条例」という。）附則第51条第7項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行の日の前日」とする。

4 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第51条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第48条の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第46条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第48条中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第51条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 旧条例第6条に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

7 新条例第16条の規定（同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第16条第2項の表第1号中法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定

非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

- 8 施行日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日の前日までの間における新条例第16条第2項の規定の適用については、同項の表の第1号中

「

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令第48条で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

」

とあるのは、

「

ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令第48条で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

」

とする。

（固定資産税に関する経過措置）

- 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

規 則

静岡市規則第71号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年5月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

生活文化局市民生活 部男女共同参画課	課長	所管に係る諸収 入の収納	所属職員
-----------------------	----	-----------------	------

を

」

「

生活文化局市民生活 部男女共同参画課	課長	女性会館使用料 及び所管に係る 諸収入の収納	所属職員
-----------------------	----	------------------------------	------

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第15号

静岡市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成20年4月24日

静岡市教育委員会
委員長 後藤 康雄

静岡市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
静岡市図書館条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第39号）の施行期日は、平成20年6月13日とする。

告 示

静岡市告示第204号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月21日

静岡市長 小 嶋 善 吉

表中

「

静岡中央子育て支援センター一時保育室使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長
静岡市桜の園使用料の徴収事務	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 静岡県済生会業務担当理事

を

」

「

静岡市静岡中央子育て支援センター及び静岡市清水中央子育て支援センター一時保育室使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長
静岡市桜の園（身体障害者更生援護施設）使用料の徴収事務	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 静岡県済生会業務担当理事
静岡市桜の園（重度障害者生活訓練ホーム）及び静岡市桜の園城北館使用料の徴収事務	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 静岡県済生会業務担当理事

に、

」

有永グループホーム使用料の徴収事務	社会福祉法人東桜会理事長	を
急病センター使用料及びその他証明閲覧手数料の徴収事務	社会福祉法人静岡市静岡医師会会長	
急病センター使用料及び文書料等手数料の徴収事務	社会福祉法人静岡市静岡医師会会長	に、
静岡市青葉通り自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社コアズ静岡支社長	を
静岡市青葉通り自転車等駐車場使用料の徴収事務	エスピ東海株式会社代表取締役	に、
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社取締役社長	を
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社取締役	に、
公民館使用料(中央公民館、西部公民館、南部公民館、東部公民館、長田公民館、北部公民館、藁科公民館、大里公民館、西奈公民館に限る。)の徴収事務及び女性会館使用料の徴収事務	財団法人静岡市文化振興財団理事長	を
静岡市清水文化センター駐車場使用料の徴収事務	株式会社ユアーズ静岡代表取締役	

社会福社会館使用料の徴収	社会福祉法人静岡市社会福祉協議 会会長
--------------	------------------------

「

生涯学習センター使用料(静岡市葵生涯 学習センター、静岡市西部生涯学習セン ター、静岡市東部生涯学習センター、静 岡市北部生涯学習センター、静岡市藁科 生涯学習センター、静岡市西奈生涯学習 センター、静岡市南部生涯学習センタ ー、静岡市長田生涯学習センター、静岡 市大里生涯学習センター及び静岡市駿 河生涯学習センター)の徴収事務及び女 性会館使用料の徴収事務	財団法人静岡市文化振興財団理事 長
静岡市清水文化センター春日町駐車場 及び静岡市清水文化センター上清水町 駐車場使用料の徴収事務	株式会社ユアーズ静岡代表取締役
静岡市清水社会福社会館使用料の徴収 事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議 会会長

」

に、

「

静岡市視聴覚センター施設使用料及び 特殊器具使用料の徴収事務	パナソニックSSマーケティング 株式会社中部社静岡支店支店長
-----------------------------------	-----------------------------------

」

を

「

静岡市視聴覚センター施設使用料及び 特殊器具使用料の徴収事務	パナソニックシステムソリューシ ョンズジャパン株式会社中部社社 長
-----------------------------------	---

」

に、

「

静岡市清水駅西口自転車等駐車場使用 料の徴収事務	株式会社エスピトーム代表取締役
-----------------------------	-----------------

」

を

」

静岡市清水駅西口自転車等駐車場使用料の徴収事務	エスピトーム株式会社代表取締役	に
-------------------------	-----------------	---

改め、同表に次のように加える。

静岡市清水なぎさホーム使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団理事長
静岡市わらしなロッジ使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市厚生事業協会理事長
静岡市東部勤労者福祉センター使用料の徴収事務	財団法人静岡市振興公社理事長
静岡市駿府城跡観光バス駐車場賃借料の徴収事務	財団法人静岡観光コンベンション協会理事長
静岡市自家用有償旅客運送自動車運賃の徴収事務	静鉄タクシー株式会社取締役社長

附 則

この告示は、平成20年4月1日から適用する。ただし、静岡市自家用有償旅客運送自動車運賃の徴収事務の項を加える改正規定は、平成20年6月1日から施行する。

伝統工芸技術秀士

静岡市伝統工芸技術秀士顕彰規程による平成20年度の指定者（静岡市伝統工芸技術秀士）は、次のとおりである。

平成20年5月1日

静岡市長 小嶋善吉

指物師 松島富藏（57才）
静岡市駿河区中島277番地の22

次の優秀な技術によって指定する。

- ・日本古来の接ぎ手技法による製作技術
- ・デザインから一貫した、造形美溢れる作品製作
- ・特注家具等への指物技術の応用

正 誤

平成20年5月1日付け静岡市報（静岡市児童福祉法施行細則第33条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正（平成20年静岡市告示142号））

ページ	行	誤	正
396	30	4歳未満児	3歳未満児